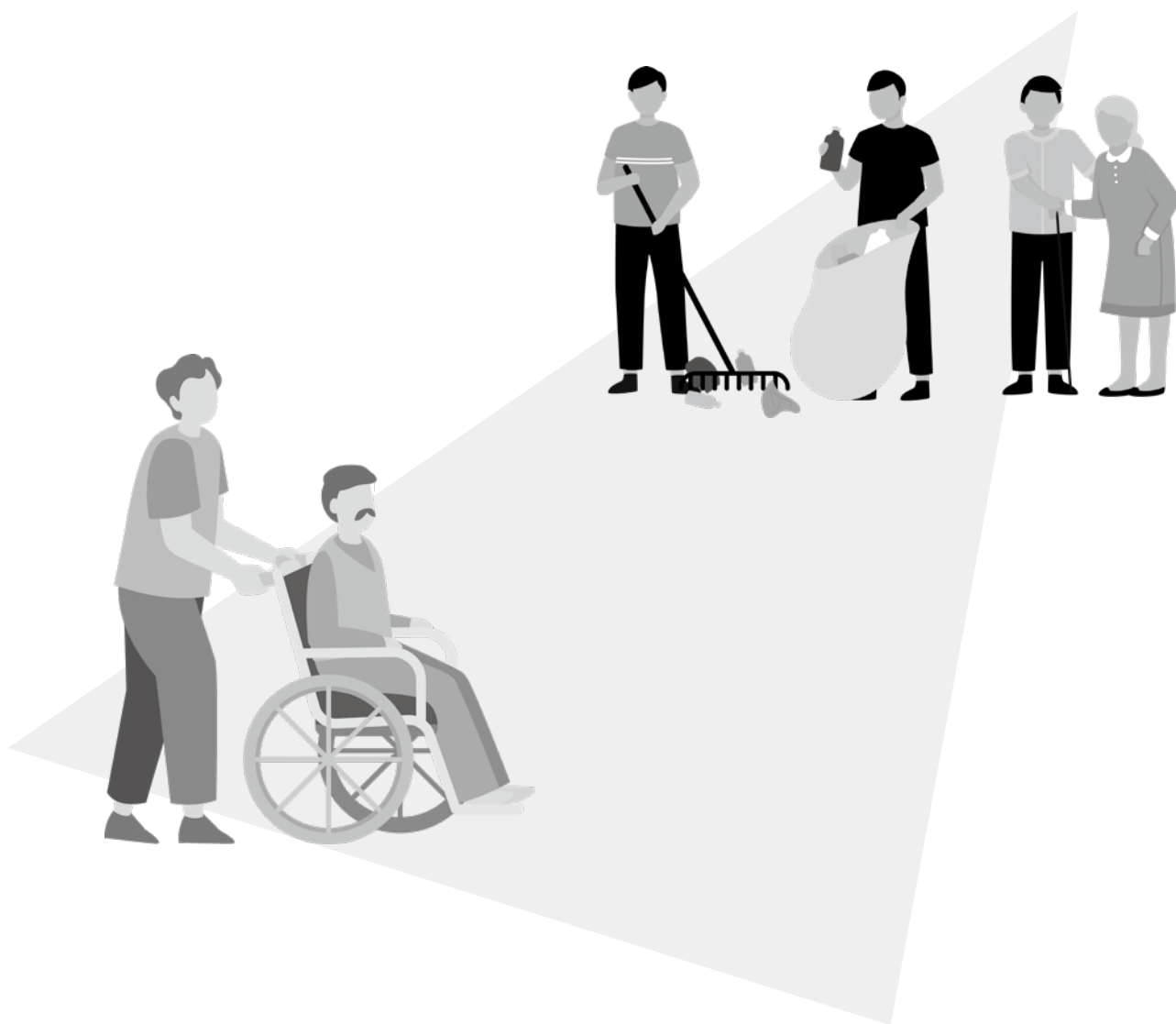


学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校活動報告書

第44期中期指定

[令和5～7年度]



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

はじめに

今日、福祉を取り巻く環境は複雑化し、福祉に携わる人材・団体も多種多様化することで、福祉分野におけるボランティア活動の定義づけが難しくなってきました。

しかしそれは、地域社会における人とのつながりの必要性・重要性がクローズアップされることで、様々なボランティアニーズが掘り起こされ、細分化されていった効果とも考えられます。

定義づけにこだわることなく、改めて「ボランティアとは」との考えに立ち返ると、それは身近な人と人とのつながり、支え合い、助け合いであり、特別なことではないと気づくはずです。

こうした精神を子どもの頃から感じられることは非常に貴重であり、私たち福祉関係者をはじめ、大人達にはその環境を作り上げるための努力が求められます。

本会では、学校において福祉活動、福祉の学習が推進されるよう、学童・生徒のボランティア活動普及事業を昭和52年より実施してきました。

毎年、道内各地の学校がこの事業を活用くださり、学校関係者のみならず地域の方々、市町村社協をはじめとする関係機関が連携し、それぞれの地域で工夫した取り組みを行っています。

この報告書では、ボランティア協力校（以下「協力校」）として指定された第44期中期指定校の3年間の取組みをまとめました。

それぞれの学校で創意工夫ある活動、実践に取り組まれておりますので、全道各地域における福祉の学習・ボランティア活動の参考としていただき、さらに子どもたちの福祉の学習・ボランティア活動の環境が広がることを願っています。

最後になりますが、協力校として本事業の推進に取り組んでいただき、貴重な実践事例を御提供くださいました各学校関係者の皆様、また、御支援いただいた地域の各関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
会 長 塚 本 泰 司

目次

はじめに.....	1
1 第44期中期指定校（令和5～7年度）「3年間の活動報告書」	
(1) 小学校	
①小樽市立張碓小学校.....	4
②釧路市立共栄小学校.....	8
③釧路町立富原小学校.....	10
2 協力校の視察報告	
(1) 北海道名寄高等学校	
[第46期中期指定校（令和7～9年度）].....	16
3 参考資料	
(1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業	
実施要綱・助成金取扱要綱.....	20

1 第44期中期指定校 (令和5～7年度)

「3年間の活動報告書」

(1) 小学校

- ①小樽市立張碓小学校
- ②釧路市立共栄小学校
- ③釧路町立富原小学校

(1)－①小樽市立張碓小学校

1 地域と学校

児童・生徒数 55名（令和7年4月1日現在）

地域の概要・特色 市内中心部より17kmほど札幌市寄りに位置し、前方は海を臨み、後方は豊かな森に囲まれ、恵まれた自然環境の中にある。張碓・春香両地区合わせた世帯数は約400世帯、人口はおよそ900人である。張碓稲荷神社、三社神社があり、お祭りの時には数多くの出店が立ち並び、じゃんけん大会やカラオケ大会等子どもから大人まで楽しい時間を過ごすことができる。

本校の概要・特色 明治9年に張碓教育所として開設し、令和7年度で149年目を迎えた。複式学級のある小規模校で児童数はここ最近50名前後で推移している。校舎は、平成2年度に全面改築され、木のぬくもりと天窓による自然光を取り入れた、オープン型教室による学校である。一人一人の子どもの特性を把握できる小規模校のよさを生かし、多様な子どもたち一人一人の資質・能力を育成する、誰一人取り残さない教育を目指し、多様な教育活動の展開と充実に努めている。また、地域の人材を生かし、張碓・春香地域についてより深く学ぶ「ふるさと教育」にも取り組んでいる。

2 本事業に取り組んだ理由

本校は日頃より、地域の皆様に登下校の様子を見守っていただいたり、本の読み聞かせをしていただいたりするなど児童と地域のつながりを深めている。地域の方々と関わることで、地域のために何か役に立ちたいという思いや将来の地域の担い手としての意識を育むことをねらいとして取り組んだ。

3 本校における福祉教育・ボランティア学習の概要・特色

福祉教育・ボランティア学習の捉え方や基本姿勢 福祉に関わる学習により、社会には様々な立場の人々がいることに気づくとともに、その人たちのために、自分にできることを自分から進んで行えるようボランティアの素地を培う。

福祉教育・ボランティア学習のねらいや目標 誰に対しても思いやりの気持ちをもち、相手の立場に立って考え、他者と協働することでよりよい社会をつくっていく担い手としての資質・能力を育成する。

福祉教育・ボランティア学習の進め方 赤い羽根共同募金の取組のほか、地域の方を講師として招き、地域への理解を深め、地域のために何か役に立ちたい等の思いを育めるように学習を進める。

4 福祉教育・ボランティア学習を推進する体制や関係組織

張碓町会、春香町会、小樽市社会福祉協議会

5 福祉教育・ボランティア学習における社会福祉協議会との具体的な連携

・赤い羽根共同募金活動 ・高齢者疑似体験

6 3年間の活動内容

月	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	資源回収	資源回収	
5月	外清掃	外清掃	外清掃 グラウンド整備（草刈り等）
6月	花壇整備 総合的な学習の時間 「地域」	花壇整備 総合的な学習の時間 「地域」	花壇整備 総合的な学習の時間 「地域」
7月	花壇整備	花壇整備	花壇整備
8月	花壇整備 リングブル贈呈式	花壇整備	花壇整備
9月	資源回収 花壇整備	資源回収 花壇整備	花壇整備
10月	共同募金活動		共同募金活動
11月	共同募金活動 花壇整備	共同募金活動 花壇整備	共同募金活動 花壇整備
12月		共同募金活動	総合的な学習の時間「福祉」
1月			
2月			
3月	資源回収	資源回収	

7 3年間で、特に力を入れた活動・取組み（他校に紹介したい活動・取組み）

活動の名称：高齢者疑似体験教室

ねらい

年齢を重ねることで生じる体の変化や生活の工夫について理解を深めるとともに、この体験教室で学んだことを生かし、相手の立場に立って行動したり、自分から進んでお手伝いやお世話をしたいという思いやりの心を育む。

学習のポイント

身の回りには高齢者をはじめ、様々な立場の人々がいることに気づき、その人たちの立場になって体験することを通し、その人たちのために何かできることはないだろうかと自ら考えるきっかけにつなげること。

学習の進め方

	学習内容
1. 導入	「高齢者」に対して自分が思っているイメージを率直に出し合う。
2. 課題設定	高齢者疑似体験を通して、年齢を重ねることによって起こる変化について理解を深め、周りの人々への思いやりの心を育む。
3. 学習プロセス	高齢者疑似体験セットを装着して、校内を歩いたり、階段の上り下りの体験。おはじきと黒豆つかみ。新聞読み。
4. ポイント	高齢者疑似体験から感じたこと、友達のお世話をしたことから感じたこと等自分の言葉でまとめること。
5. まとめ	高齢者と接するとき気をつけた方がよいことを考える。

振り返り・反省点

振り返りシートには、「自分がおじいちゃん、おばあちゃんにぶつかったりしないように気をつけたい。」「急がせたり、無理をさせたりしないで、できるなら手伝ったりした方がいいと思う。」等の記述が見られ、ねらいを達成する学習活動にすることができた。

8 今後の課題と展望

今後もこのような学習活動を継続できるよう教育課程に位置付けることを検討していきたい。

相手の立場に立って考えることを促すことができる活動の位置づけをすること、自ら進んで相手のために何かできることはないかと考えられるような学習の流れにすることが大切だと思う。

令和7年度 張碓小学校3年・4年合同 高齢者疑似体験学習 令和7年12月10日(水)

時間	内 容	備 考
13:35	<p>・教室（2F）に筆記用具を持って集合 ※2Fランチルームでおはじき、黒豆などの準備（イス16脚）</p> <p>【目的】</p> <p>・高齢者疑似体験をすることで、年齢を重ねることによって起こる変化について理解を深め、周りの人々への思いやりの心を育てる</p> <p>【説明】</p> <p>・協力者紹介 ・今日の進め方説明 2人1組で高齢者・見守る人の2つの体験を順番に行う ・ふりかえり 今日の体験で自分が感じたこと、気付いたことを振り返る ・わかちあい、まとめ 感想や気づいた事柄を発表し、みんなで共有する</p>	<p>◆社会福祉協議会 木下、神田</p> <p>◆ボランティア なし</p> <p>◆交通費（小学校負担） なし</p> <p>◆持ち物 〈ボランティアセンター〉 補充品一式 ふりかえり用紙</p>
13:40	<p>【体験】 8ペア</p> <p>・高齢者疑似体験セット装着方法について説明 ・体験セット装着 指示にしたがって、全員で順番につけていく 手足のサポーターの下にそれぞれタオルを巻く</p>	<p>〈児童〉 フェイスタオル2枚</p> <p>◆高齢者疑似体験セット 8セット 貸出 12/9(水) 返却 12/10(水)</p>
13:55	<p>・移動開始 ※階段の上りは装具がついていない足から上がる、下りは装具がついている足から下りる ・3・4年教室（2F）→2F廊下→ランチルーム（イスに座る、おはじきと黒豆つまみ、新聞読み）→階段（2F→1F）→1F廊下→東階段→（1F→2F）→3・4年教室</p>	<p>◆注意事項 ※同じくらいの体格の2人でペアを組む ※欠席者等で奇数の人数になった場合は先生に入ってください</p>
14:15	<p>（交替）</p> <p>・体験セット装着</p>	
14:25	<p>・移動開始 ・3・4年教室（2F）→2F廊下→ランチルーム（イスに座る、おはじきと黒豆つまみ、新聞読み）→階段（2F→1F）→1F廊下→東階段→（1F→2F）→3・4年教室</p>	
14:40	<p>・体験終了 体験セット片付け</p>	
14:50	<p>【ふりかえり】（視聴覚室） ふりかえり用紙配布 記入 ※3F家庭科室のおはじき、黒豆などの片付け （ボランティア、職員）</p>	
15:00	<p>【わかちあい・まとめ】</p>	
15:10	<p>【終了】</p>	

○高齢者疑似体験



○外清掃



○資源回収



1 地域と学校

児童・生徒数 250名（令和7年4月1日現在）

地域の概要・特色 町内会の方々による「子供たちを育てる会」があり、運動会の手伝いや夏休みの『ラジオ体操会』の開催などをはじめ、本校を地域全体で見守りサポートしてくださっている。

本校の概要・特色 開校95周年を迎え、親子4代にわたる家庭もある。コミュニティ・スクールとして地域学校協働活動推進員を中心に、学校支援ボランティアの活動が盛んに行われている。

2 本事業に取り組んだ理由

思いやりや感謝の心を持ち、周りの人と支え合える児童が福祉課題を自分事として捉えられる児童を育むため。

3 本校における福祉教育・ボランティア学習の概要・特色

福祉教育・ボランティア学習の捉え方や基本姿勢 福祉教育の取組を通して、社会の中で他者と協力して生きる共生の精神を育む。

福祉教育・ボランティア学習のねらいや目標 福祉教育についての出前授業や福祉に関わる活動、ボランティア学習を通して、思いやりや感謝の心を持ち、他者と協力して共生する精神を育む。

福祉教育・ボランティア学習の進め方

- ・「車椅子体験」「高齢者疑似体験」「パラスポーツ体験」等の講座を受講する。
- ・「エコキャップ・リングプル回収運動」「募金活動」「地域防災活動」等に取り組む。

4 福祉教育・ボランティア学習を推進する体制や関係組織

- ・主に4年生の「総合的な学習」で推進する。
- ・児童委員会（環境委員会） ・校内全体

5 福祉教育・ボランティア学習における社会福祉協議会との具体的な連携

- ・「車椅子体験」「高齢者疑似体験」「ポッチャ体験」等の各講座で協力を得る。

6 3年間の活動内容

月	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月			
5月	地域清掃活動	地域清掃活動	地域清掃活動
6月	共同募金活動	共同募金活動	
7月	バリアフリーってなんだろう	バリアフリーってなんだろう	バリアフリーってなんだろう
8月			
9月	バリアフリーってなんだろう 防災体験	バリアフリーってなんだろう 防災体験	バリアフリーってなんだろう 「認知症」 防災体験
10月	共同募金活動	共同募金活動	共同募金活動
11月	町内会いきいき共栄プロジェクト	バリアフリーってなんだろう	共同募金活動

12月	町内会いきいき共栄プロジェクト		昔から今へと続くまちづくり (なつかしの釧路「昔・むかし」) 歳末助け合い募金
1月		町内会いきいき共栄プロジェクト	町内会いきいき共栄プロジェクト
2月		町内会いきいき共栄プロジェクト	町内会いきいき共栄プロジェクト
3月			

7 3年間で、特に力を入れた活動・取組み（他校に紹介したい活動・取組み）

活動の名称：バリアフリーってなんだろう

ねらい

福祉について理解を深め、思いやりや感謝の心を持ち、他者と協力して共生する精神を育む。

学習のポイント

福祉について専門の方から学び知識を増やすとともに、体験（「車椅子体験」「高齢者疑似体験」「ボッチャ体験」）を通すことで、より理解や考えを深める。

学習の進め方

	学習内容
1. 導入	講義により自分なりに他者の困り感や求めていることを想像する。
2. 課題設定	実際に体験をする。
3. 学習プロセス	体験して感じたことを友達と交流し合う。
4. ポイント	友達と交流した中で、自分とは違う意見や考え等もあることを知る。
5. まとめ	自分にできることを考える。

振り返り・反省点

- ・福祉に関わる体験を、友達と協力しながら取り組むことで、深い学びにつなげることができた。
- ・社会福祉協議会の方から学ぶことで、福祉について理解を深めることができた。

8 今後の課題と展望

- ・自分にできることを具体的に考えていく。
- ・学校全体として、学年に応じた福祉教育の組み立てを行っていきたい。

9 福祉教育・ボランティア学習を推進する上でのポイントやヒント

福祉協議会の方の協力を得ることで、より専門的に、そして児童にとってもわかりやすい内容となった。また、体験はとても有意義な学びとなった。

(1)－③釧路町立富原小学校

1 地域と学校

児童・生徒数 390名（令和7年4月1日現在）

地域の概要・特色 釧路湿原をはじめとする豊かな自然に囲まれた、静かで落ち着いた住宅地域である。町は都市的な利便性と自然環境が調和しており、子どもたちがのびのびと過ごせる環境が整い、地域の人々が温かく子どもを見守る風土が根付いている。

本校の概要・特色 地域や保護者と教育理念を共有しながら、共同的な学校づくりを進めていることが大きな特色である。ICTを活用した授業改善や、児童の主体性を育む校内研修の充実にも力を入れている。地域人材が教育活動に尽力していただいているケースも多々あり、これには釧路町地域学校協働活動推進委員会が大きく貢献していただいている。地域コーディネーターを中心にした地域ボランティアの方々にご協力いただきながら、充実した教育活動を展開することができている。

2 本事業に取り組んだ理由

保護者・地域住民が学校運営に参画しやすい環境を整えることで、地域の教育力を学校に取り込み、学びの質を高めるとともに、子どもたちの教育環境をより一層整備していきたいと考えたため。

3 本校における福祉教育・ボランティア学習の概要・特色

福祉教育・ボランティア学習の捉え方や基本姿勢 本校では、福祉教育およびボランティア学習を、「子どもたちが互いを思いやり、地域とともに生きる力を育むための重要な教育活動」として位置づけている。すべての児童が、日常生活の中で支え合いの大切さに気づき、自ら行動しようとする態度を育てることを目指す。

福祉教育・ボランティア学習のねらいや目標 総合的な学習の時間での学習活動等を通して、次のような子どもたちの姿を目指す。

- ・思いやりの心もち、相手の立場に寄り添って行動できる児童
- ・地域の一員としての自覚もち、社会に貢献しようとする児童
- ・自ら課題を見つけ、主体的に行動しようとする児童

福祉教育・ボランティア学習の進め方 地域、社会との接点を作り、「社会の中の自分」を実感させることで、主体的で質の高い学びになると考える。実際に聴覚障害をもった方にお話をいただいてから手話に取り組んだり、自分たちの住んでいる地域を見つめ課題意識をもたせた上で環境美化活動に取り組んだり、子どもたちの「やりたい!」「やらなきゃ!」といった思いを大切に学習の流れにしていく。

4 福祉教育・ボランティア学習を推進する体制や関係組織

児童委員会（ボランティア委員会）	釧路町社会福祉協議会	富原地区学校運営協議会
釧路町地域学校協働活動推進委員会	青少年健全育成運動推進協議会	釧路手話クラブ
釧路町ボランティア連絡協議会	釧路市ボランティア連絡協議会	

5 福祉教育・ボランティア学習における社会福祉協議会との具体的な連携

- ・総合的な学習の時間における福祉体験学習
- ・赤い羽根共同募金の協力

6 3年間の活動内容

月	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	年間計画作成	年間計画作成	年間計画作成
5月	クラブ活動スタート(※1月まで) (手話クラブ含む)	クラブ活動スタート(※1月まで) (手話クラブ含む)	クラブ活動スタート(※1月まで) (手話クラブ含む)
6月	ふれあい花壇造成作業 第1回あいさつ運動 (富原地区学校運営協議会と連携)	ふれあい花壇造成作業 第1回あいさつ運動 (富原地区学校運営協議会と連携)	ふれあい花壇造成作業 第1回あいさつ運動 (富原地区学校運営協議会と連携)
7月	5年生福祉体験学習 (社会福祉協議会と連携)	5年生福祉体験学習 (社会福祉協議会と連携)	5年生福祉体験学習 (社会福祉協議会と連携)
8月			
9月	第2回あいさつ運動 (富原地区学校運営協議会) 学校周辺清掃(ボランティア委員会)	第2回あいさつ運動 (富原地区学校運営協議会) 学校周辺清掃(ボランティア委員会)	第2回あいさつ運動 (富原地区学校運営協議会) 学校周辺清掃(ボランティア委員会)
10月	6年生キャリア教育「まちじゅう 先生オープンキャンパス」 プルタブ回収活動 (ボランティア委員会)	6年生キャリア教育「まちじゅう 先生オープンキャンパス」 プルタブ回収活動 (ボランティア委員会)	6年生キャリア教育「まちじゅう 先生オープンキャンパス」 プルタブ回収活動 (ボランティア委員会)
11月	5年生ゴミ拾い大作戦 (役場環境生活課と連携)	5年生ゴミ拾い大作戦 (役場環境生活課と連携)	5年生ゴミ拾い大作戦 (役場環境生活課と連携)
12月	児童会事務局による赤い羽根共同 募金活動	児童会事務局による赤い羽根共同 募金活動	児童会事務局 「Thank you WEEK」
1月	5年生ちょボラ大作戦	5年生ちょボラ大作戦	ボランティア委員会によるボラン ティア活動
2月			児童会事務局による赤い羽根共同 募金活動
3月			

7 3年間で、特に力を入れた活動・取組み（他校に紹介したい活動・取組み）

活動の名称：福祉体験学習

ねらい

車いす体験、高齢者疑似体験、視覚障害体験、手話体験を通して、福祉について学び、地域や学校、家庭での今後の関わり方につなげていく。

学習のポイント

自分の普段の生活と体験で感じた不便さ・工夫を比較させ、「できないこと」ではなく「どうすればできるようになるか」に目を向けさせたい。体験を「特別な人の話」で終わらせず、今後の社会生活で生かすことができるよう、相手の立場に立って考える力や多様性の理解、共生社会をつくる意識を身につけさせる。

学習の進め方

	学習内容
1. 導入	地域で不自由さを感じている方々の存在について知る。
2. 課題設定	不自由さを感じている人の立場に立って考えられるよう、体験から学び、今後生かすべきことを知ろう。
3. 学習プロセス	グループ別に体験学習を実施し、4つの活動を35分ずつ体験する。 ・車いす体験・高齢者疑似体験・視覚障害体験・手話体験
4. ポイント	体験前の心構えと体験後の振り返りを丁寧にを行うことが重要。「何が大変だった？」ではなく「どうすれば安心できると思った？」など、今後子どもたちが障害をもった方々と接するときに相手意識をもって関われるような振り返りの視点で問うことが大切であるとする。
5. まとめ	今後の自分自身の「関わり方」について考える。

振り返り・反省点

子どもたちには、それぞれの活動ごとに「体験して感じたことやわかったこと」と「今後の生活に生かしたいこと」をまとめさせた。今回の学習で学んだことが活用・発揮される場面を具体的に想起したり、時間をおいて体験が役立ったことを交流したりするなど、学びを実生活に結び付ける工夫があるとさらに良かったと考える。

8 今後の課題と展望

本校5学年の総合的な学習の時間は70時間のほぼすべてを福祉・ボランティアについて考える計画となっている。4月に「誰もが安心して住める町」について考え、5月には「体が不自由な人の生活」を知り、本活動に取り組んでいる。不自由さを感じる方の立場に立って考えることで社会への参画意識を高め、課題解決的思考を高めていくことをねらった活動計画である。社会福祉協議会の方々に協力を仰ぎながら実施した本活動は、子どもたちが福祉・ボランティアを「自分ごと」として考えるきっかけとなった。本活動後に発生したカムチャツカ半島付近の地震(R7.7.30)により、本校校区は津波警報による避難指示が発令された。幸いにして大きな被害はなかったが、本活動を経験した子どもたちの思考は、学校が避難所になったときに誰もが安心して避難できる施設になっていたのだろうか?という疑問であった。この福祉体験学習を通して経験したことをもとに、想像力を働かせ、こんな工夫を取り入れる必要があるのでは…と思考した時間は大変有意義なものであり、次世代のまちづくりに参画する子どもたちにとって貴重な学習であった。疑似体験を経験したことで学びがより深まったと感じられた。今後もさまざまな関係団体と協力し、教育活動をより充実させたものにしていきたい。

9 福祉教育・ボランティア学習を推進する上でのポイントやヒント

「やらされる」ではなく、主体的に「やりたい!」と思える仕掛けが必須。子どもたちが自分ごととして主体的に取り組める指導計画の立案をするとともに、その教育活動をより充実させるためにも「体験」から子どもたちに気付かせ、行動することの大切さを学び取らせる必要がある。「本物に触れる」「実社会とつながる」ことは、子どもたちの学びをより深化させるものであり、関係機関との連携を図りながら協力して福祉教育・ボランティア教育を推進していくことが大切だと考える。



2 協力校の視察報告

(1) 北海道名寄高等学校

[第46期中期指定校 (令和7～9年度)]

北海道名寄高等学校（視察報告）

●学校の概要

名寄高等学校は、旧制名寄中学校と旧制名寄高等女学校を前身とする学校であり、昭和25年に現在の北海道名寄高等学校となっている。

令和5年度には名寄産業高等学校と統合し、それまであった普通科に加え情報技術科が新設された。名寄市内唯一の高等学校として、校訓「集中之行」の下、約400名の生徒が学業はもちろんのこと、部活動やボランティア活動など幅広い分野で活躍し、地域との連携を大切にしながら、教育や地域活動を展開している。

●活動における特色、着目した点

今回視察させていただいた「駅座布団」の取り組みは名寄駅をより気持ちよく利用していただけるようにと37年前に当時の名寄恵稜高等学校が始めたもので、その後2度の統合を経て名寄産業高等学校になってからも続けられ、令和5年度に名寄高等学校との統合を契機に引き継がれた、学校はもちろん名寄市にとっても歴史ある活動である。

また、令和3年度には当時の名寄産業高等学校と名寄市社会福祉協議会が連携し北海道カラーデザイン研究室の外崎由香代表を講師に、座布団を制作する際の色合い等を生徒が学びその頃のデザインが今でも活用されており、同年からは名寄社協が名寄東小学校6年生と行っている福祉教育である「名寄ってこんなマチ」の中で児童が描いた名寄市を象徴する絵を座布団のデザインとすることで名寄駅を利用する方へ名寄市の魅力を伝えるツールにもなっている。

このように長い歴史の中で展開されてきた取り組みは、学校内で完結するのではなく、社協や小学校、JR名寄駅などの地域の幅広い連携の元に生徒が地域参加している点が着目すべき点である。

●生徒の様子

視察当日は座布団の完成に向けてミシンで縫い合わせる作業を行っていた。

家庭クラブの生徒が中心となって行われている活動だがそれ以外の生徒も参加しており、なかには普段裁縫をあまりする機会がない生徒もいたが、互いに協力し合いながら作業を行っている様子が印象的だった。

令和7年11月5日には名寄駅へ生徒が直接座布団を届けており、その際には「自分たちが作った座布団を設置していただくことで、駅を利用される方が少しでも気持ちよく使用していただければ嬉しいです」との発言もあり、実際に座布団の制作をすることでそれを利用する方を思い、相手を思いやる心が育ち活動への思いも強くし、地域に目を向けるきっかけにもなっていた。

●担当教員の声

担当教員が以下のとおり話されているように、学童・生徒のボランティア活動普及事業を受けることによって、連携や活動の幅が広がりそれが生徒の経験や成長となり、更にはより良い地域づくりにもつながっている。

～以下、担当教員の声～

駅座布団の活動だけではなく、部活動単位でのボランティア活動や総合的な探究の時間などにおいて地域と様々な連携をさせていただくことで生徒にとってとても貴重な経験になっている。

また、「学童・生徒のボランティア活動普及事業」の指定を受けることで駅座布団をはじめ地域での様々な活動に活用できる財源を確保することができ、生徒の活動の幅を広げることができた。

今後も社会福祉協議会をはじめ様々な機関と連携させていただくことで、地域に必要とされる活動を展開していきたい。

●福祉教育専門委員としての感想

名寄高等学校では今回視察させていただいた駅座布団だけではなく授業や部活動、ボランティア活動など学校で行われる様々な活動において地域に目を向け多様な連携を元に活動を展開されている。

一例にはなるが総合的な探究の時間では地域の多様な人や機関の協力の下行われており、部活動では小中学生の体験イベントの開催、ボランティア活動においても除雪ボランティアや様々な事業への参加をしており、こういっ

た多様な取り組みを展開されているからこそ、地域からの協力が得られ駅座布団のような歴史ある貴重な活動の継承につながったと考える。

生徒にとっては授業や部活動の一環としての感覚が強いのかも知れないが、活動をとおして地域の方と交流し様々な経験を経ることが名寄高等学校だからこそ得られる貴重な経験になっており、かつて名寄社協が行う事業にボランティアとして参加していた生徒がその経験がきっかけとなり福祉職を目指し、現在は名寄市内で福祉専門職として活躍されているのは、正にその証ともいえるのではないだろうか。

地域での多様な活動は生徒にとっての確かな成長の糧となっており、地域にとってもより良い効果を生むものとなっている。

その効果の一つである「駅座布団」は今後も名寄駅の休憩所に設置されており、名寄駅を利用される機会があれば、ぜひご覧いただきたい。



3 参考資料

(1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業

実施要綱・助成金取扱要綱

学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱

1 目的

学童・生徒のボランティア活動普及事業は、小学校、中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象として、福祉教育・ボランティア学習の機会を提供することで、地域福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として実施する。

2 実施主体

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下、「道社協」）

3 対象校

本事業の対象は、学校教育法第1条に規定する「学校」のうち、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育校及び特別支援学校とする。

4 事業内容

第3項で示した対象校をボランティア協力校（以下、「協力校」）として指定し、協力校は市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）等と連携し、地域の実情に合わせた地域福祉に関する次の事業を実施する。

- (1) 地域福祉の考え方を啓発する講演会の開催や学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (2) 地域で暮らす障がい者、高齢者等または地域で各種支援活動を行う実践者を講師として招き、地域生活の支え合いについて学ぶ活動
- (3) 社会福祉施設等への訪問による、入所者との交流や介護等の体験活動（宿泊を含む）
- (4) 体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障がい児(者)等の招待活動
- (5) 近隣地域における各種ボランティア活動
- (6) 社会福祉関係行事等への参加
- (7) 防災教育（地域で災害時要配慮者をどのように支援するか等）に関する活動
- (8) その他必要と認められる活動

5 指定期間

- (1) 協力校の指定期間は短期指定を1ヵ年、中期指定を3ヵ年とする。ただし、短期指定を受けた協力校が、指定年度途中で中期指定へ移行した場合の指定期間は、短期指定の期間を含めて3ヵ年とする。
- (2) 短期指定を受けた協力校が、中期指定への変更を希望する場合は、市町村社協を経由して、第7項(1)に定める手続きにより、申し出を行うことができる。道社協は、申し出を受け、福祉教育専門委員会及び北海道共同募金会（以下、「道共募」）の意見を踏まえ、市町村社協を経由して結果を通知する。

6 協力校の考え方について

- (1) 協力校の考え方
 - ① 推薦にあたり、小学校・中学校・高等学校等の一貫教育校については、施設形態（施設一体型・施設分離型・施設隣接型）に関わらず、併設型・連携型の場合はそれぞれ別の学校からの推薦とみなし、一体型（義務教育学校含む）の場合は一つの学校からの推薦として扱う。

- ② 分校が設置されている場合、本校と分校それぞれの所在地に関わらず別の学校とみなし、推薦を認めるものとする。
- ③ 学校教育法第53条及び第54条で定める高等学校に置くことができるとされている全日制、定時制及び通信制課程において当該事業を実施する場合、それぞれを別の活動と判断し、市町村社協からの推薦にあたっては、課程ごとに行うことを認めるものとする。

ただし、同一校で課程ごとに推薦を行う場合は、指定期間がそれぞれ重複しないものとする。

(2) 「新規指定校」及び「再指定校」の考え方

- ① 過去に協力校として指定を受けていない学校は「新規指定校」、指定を受けたことがある学校は「再指定校」として整理する。
- ② 学校の統廃合及び合併等があった場合、当該校は「新規指定校」とする。
- ③ 「再指定校」としての推薦については、過去の指定期間終了年度から5年が経過後、可能とする。

7 協力校推薦から活動報告までの流れ

(1) 協力校の推薦（申請）及び決定

- ① 道社協は市町村社協に協力校の推薦（申請）を依頼し、市町村社協は協力校候補と調整のうえ、様式を取りまとめ、道社協が指定する期日までに提出する。

様式No	名称	作成主体
様式1	推薦書	市町村社協
様式2	実施計画書	協力校候補
様式3	事業予算書	
共募様式2-団体	共同募金助成事業明細書（申請書）	

- ② 市町村社協からの推薦（申請）に基づき、道社協が設置する福祉教育専門委員会にて協力校の審査を行う。
- ③ 協力校としての内定は、道共募における配分委員会（3月中旬頃）にて決定し、道社協より市町村社協を経由して通知する。
- ④ 協力校としての最終決定は、道共募における評議員会（3月下旬頃）にて決定する。

<中期指定の場合のみ>

- ⑤ 指定期間2年目と3年目についても、道社協は市町村社協を経由して、以下に定める様式の作成を協力校へ依頼する。市町村社協は協力校と調整のうえ、様式を取りまとめ、道社協が指定する期日までに提出する。

様式No	名称	作成主体
様式2	実施計画書	協力校
様式3	事業予算書	
共募様式2-団体	共同募金助成事業明細書（申請書）	

(2) 実績報告及び精算報告

協力校は、毎年度の終了時に以下に定める様式を作成し、4月上旬までに市町村社協へ提出する。提出を受けた市町村社協は、当該書類を確認のうえ、4月中旬までに道社協へ提出する。

様式No	名称	作成主体
様式4	実績報告書	協力校
共募様式7-①	精算（成果）報告書	
共募様式7-別紙	寄付者に向けたありがとうメッセージ	

(3) 活動報告書の作成

協力校は、指定期間の最終年度に以下に定める様式を作成し、市町村社協を経由して道社協が指定する期日までに提出する。

様式No	名称	作成主体
様式5-①	3年間の活動報告書（中期指定用）	協力校
様式5-②	1年間の活動報告書（短期指定用）	

様式の作成に際しては、協力校・市町村社協・本事業に協力いただいた関係団体等を交えて事業評価（振り返り）を実施し、今後の福祉教育推進方策をまとめる。

8 関係団体との連携

本事業は、協力校・市町村社協・市町村共同募金委員会が連携し、実施することとする。

また、協力校は、毎年、共同募金活動推進の理解を促す取り組みを市町村社協、市町村共同募金委員会の協力のもと、必ずプログラムに取り入れ、「実施計画書〔様式2〕」に内容を記載する。

9 道社協の役割

道社協は協力校の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市町村社協、市町村共同募金委員会、社会福祉施設、学校、教育委員会、道共募等の関係機関との連携を図り、事業の推進に努める。
- (2) 協力校に対し、福祉の学習に関する資料提供・情報提供等を行い、協力校が多様な活動が実施できるよう援助を行う。
- (3) その他協力校の活動に対し必要と認められる協力・援助を行う。

10 経費の助成

協力校が実施する事業に要する経費については、道共募「全道・広域使途計画『地域福祉推進事業』」により、協力校からの申請に基づき助成を行う。

助成については、道共募「全道・広域使途計画『地域福祉推進事業』助成金申請ガイド」及び道社協「学童・生徒のボランティア活動普及事業 助成金取扱要綱」によるものとする。

《附則》

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。
なお、第34期、第35期、第36期指定の協力校は、経過措置として平成26年2月27日施行の要綱により事業を実施する。

この要綱は、令和5年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

なお、「学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要領（平成27年10月1日施行）」は廃止する。

学童・生徒のボランティア活動普及事業 助成金取扱要綱

1 目的

本要綱は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱（以下、「実施要綱）」」第10項で規定する助成金の取扱いについて定めるものとする。

なお、ボランティア協力校（以下、「協力校」）に対する助成については、北海道共同募金会（以下、「道共募」）「全道・広域使途計画『地域福祉推進事業』助成金申請ガイド」及び本要綱によるものとする。

2 助成金の額

1年間の助成金の額は、次の基準によるものとする。

なお、一つの指定期間において各年度の一市町村あたりの助成金額は、300,000円を上限とする。

(1) 短期指定：1校あたり助成額 30,000円以内/年

(2) 中期指定：1校あたり助成額 100,000円以内/年

3 助成金の対象経費

本助成金の対象経費は、学童・生徒のボランティア活動普及事業を実施するために必要な次に掲げる経費とする。

科 目	例 示
消耗品費	活動に必要な事務用品(コピー用紙・インク代も該当)
器具什器費	単価が1万円(税込)以上の物品 ※ 但し、単価が10万円未満(税込)、且つ、支出額は本助成金額の1/2を越えない範囲とする
印刷製本費	印刷物作成のための費用(冊子・垂れ幕・横断幕・PRチラシ・写真現像代等)
修繕費	活動に必要な器具の修繕費用
通信運搬費	切手・はがき・宅配便等に係る費用
会議費	外部講師等に対する茶菓・弁当代等(会食に要する経費を除く)
手数料	振込手数料・賞状筆耕、クリーニング等に係る費用
賃借料	会場代・機材借上げ代等

4 助成金の概算払い

本助成金は概算払いとし、共同募金助成金交付の時期（4月中旬～下旬頃）とする。なお、協力校への助成金着金の流れは以下のとおり。

市の場合					
道共募	⇒	市共同募金委員会	⇒	協力校	
町村の場合					
道共募	⇒	(各管内) 地方共同募金委員会	⇒	町村共同募金委員会	⇒ 協力校

5 助成金の申請

実施要綱 第7項（1）のとおり。

6 助成金交付の条件

(1) 「実施計画書[様式2]」に基づく事業実施計画を変更する際は、北海道社会福祉協議会（以下、「道社協」）会長の承認を受けるとともに、その指示により道共募へ変更に係る様式を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- ア 当該変更に伴う助成対象経費の増減が変更前の助成対象経費の額の10分の1を超えないとき。
- イ 助成金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

- (2) 助成金の取扱いについては、赤い羽根共同募金助成金による公的な資金が財源であることから本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止、または廃止しようとするときは、あらかじめ道社協会長の承認を受けるとともに、その指示により道共募へ変更に係る様式を提出しなければならない。
- (4) 事業実施計画の遂行が困難となったときは、速やかに道社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 精算の結果、助成金に不用額が生じた場合は、その額を道共募に返還させるものとする。
- (6) 協力校として決定後における事情の変更により特別の必要が生じた際は、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付けた条件を変更することがある。これに伴い、道共募は助成金の全額もしくは一部について返還を求めることができる。
- (7) 助成金により取得、または効用の増加した財産については、当該事業実施計画の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 次の各号に該当するとき、道共募はこの助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることがある。助成金の額の確定があった後においても同様とする。
 - ア この助成金を他の用途に使用したとき。
 - イ 事業実施計画の執行に関し、この事業指定の内容またはこれに付けた条件その他の法令またはこれに基づく道社協会長の処分に違反したとき。
 - ウ 事業実施計画に虚偽、その他不正な行為があったとき。

7 助成金の精算報告

実施要綱 第7項(2)のとおり。

《附則》

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。

なお、第34期、第35期、第36期に指定した協力校は、経過措置として平成25年4月1日施行の要綱により事業を実施する。

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
-------------	--

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校活動報告書

第44期中期指定 [令和5年度～7年度指定]



発行 / 令和8年3月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道ボランティア・市民活動センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地かでの2.7 3階

T E L : 011-241-0683

E-mail : d-vola@dosyakyo.or.jp

本報告書は北海道共同募金会の助成により作成しております

